

法制度と司法書士の 関わりと歴史



西暦	年号	五箇条の御誓文 公布	版籍奉還が行われる	廢藩置県が行われる	8月3日 司法職務定制の制定	19年 登記法制定 不動産登記制度の創設
1868	慶応4年					
1869	明治2年					
1871	4年					
1872	5年					
1875	8年					
1886						

● 司法省が設置され、刑事裁判権・民事裁判権を持つようになる。

● 司法省が司法行政を担うこととなる。

● 司法裁判所に代わり、大審院（現在の最高裁判所）設置。

● 5種類（司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府県裁判所、各区裁判所）の裁判所を設置。

● 登記事務が治安裁判所（区裁判所）の取扱いであつたため、訴状の作成を業務としていた代書人が、登記申請書の代書及び申請手続きの代理業務を行うようになる。

○ 裁判所・法務省（局）に
関連するできごと

○ 司法書士に
関連するできごと

1946	1943	1935	1928	1919	1898	1896	1890	1889
21年	18年	10年	昭和3年	大正8年	31年	29年	23年	22年
11月3日 日本国憲法公布	陪審員法の停止	司法書士法施行	10月1日(※1) 陪審法施行	司法代書人法公布	民法施行	民法制定	裁判所構成法施行 大日本帝国憲法施行	大日本帝国憲法公布
 <p>大審院の下に控訴院、及び地方の各裁判所が設置され、三審制が採用される。</p>								
<p>「司法代書人」から「司法書士」へ名称変更。 市町村役場などに提出する書類を作成していた「一般(行政)代書人」(後の行政書士)と分離。</p> 								

1978	1963	1956	1952	1950	1949	1948	1947
53年	38年	31年	27年	25年	24年	23年	22年
司法書士法の一部改正	商業登記法制定(※3)	司法書士法の一部改正	行政機構改革	国籍法施行	行政機構改革	法務庁設置法施行	5月3日 日本国憲法施行 裁判所法施行
			<ul style="list-style-type: none">● 法務府が法務省に改称。	<ul style="list-style-type: none">● 法務府が国籍事務を所掌。	<ul style="list-style-type: none">● 法務府が法務局に改称。登記手続が法務府の所管となる。 司法事務局が「法務局及び地方法務局」に改称。	<ul style="list-style-type: none">● 司法省が廃止され、法務庁が発足。	<ul style="list-style-type: none">● 最高裁判所の新設、裁判所及び裁判関係の事務が、司法省から最高裁判所へ移管される。
司法書士資格の取得に、国家試験制度が導入される。		司法書士が業務を行うためには、司法書士会に入会することが必須要件となる(※2)。			監督庁が地方裁判所から法務府に変更となる。		

※3 商業登記法の制定前には、商業登記に関する手続きは非訟事件手続法の「第三編 商事非訟事件」の中に規定されていたが、商業登記法の成立により、当該部分については削除された。

※5 事件の性質の違いに基づいて定められる管轄のこと。簡易裁判所では、争いの対象となる金額が140万円以下の裁判を担当する。

応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行ったりして、問題解決の道案内をしている。

2009	2006	2003	2000	1999	1998	1995
21年	18年	15年	12年	11年	10年～	平成7年
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行	総合法律支援法に基づき、日本司法支援センター「法テラス」設立(※6)	司法制度改革による改正司法書士法施行	介護保険法施行 成年後見関連法施行	成年後見連法案通常国会で承認可決	成年後見制度制定へ国が検討を開始(※4)	
●裁判員制度の導入					●成年後見問題研究会の発足。 ●「成年後見制度の改正に関する要綱試案」の公表、関係各界に意見照会。	
						
				「成年後見センター・リーガルサポート」設立。	日本司法書士会連合会が「成年後見制度創設推進委員会」を発足、成年後見制度に関するシンポジウムや地域フォーラムを全国各地で開催。	
		認定司法書士(法務大臣)の認定を受けた司法書士の誕生。簡易裁判所における事物管轄(※5)を範囲内とする民事訴訟、調停、即決和解等の代理、法律相談、裁判外和解の代行を行うことが可能となる。				
		認定司法書士も「法テラス」の運営に携わり、法的情報の解決に役立つ法報を提供しまた、民事法律扶助業務を行っている。				

※1 培審法制定の翌年から、10月1日は「司法記念日」とされた。現在は「法の日」。

※2 司法書士業務の公共性の高さから、同職の間での職業倫理の維持が不可欠となったことによる。

※4 ご病気などで判断能力が不十分な方を支援する制度として、当時は禁治産制度が存在したが、明治時代に創られた制度であり、基本的人権の尊重を柱とする日本国憲法にはそぐわなかった。

※6 「法テラス」では、法的なトラブルの解決に必要な情報・サービスの提供のため、関係機関の相談窓口を案内したり、経済的に余裕の無い方が法的トラブルに遭った時に、無料法律相談や必要な